

大分大学教育マネジメント機構紀要刊行に関する申合せ

令和3年10月19日制定

(趣旨)

- 1 本申合せは、大分大学教育マネジメント機構（以下「機構」という）における紀要の編集および刊行等に関し必要な事項を定めるものとする。

(紀要の内容)

- 2 紀要には、機構の事業に関わりがある高等教育に関する事項（高等教育学、教養教育、FD・SD、教学IR、入試、学生支援）及び生涯学習に関する事項（公開講座・公開授業、リカレント教育、地域づくり、地域課題の解決、国際交流）についての未発表の学術論文、研究ノート、報告、翻訳、資料等（実践報告を含む）を掲載するものとする。

(投稿資格)

- 3 投稿者は、投稿日において次の各号の一に該当していること。ただし、共著の場合には、筆頭著者が投稿資格を満たしていればよい。

- (1) 本学教員
- (2) 機構が依頼した人
- (3) 機構運営会議が認めた人

(投稿数)

- 4 単名又は連名筆頭著者としての学術論文の投稿数は、原則として一人の投稿者につき1編以内とする。ただし、筆頭著者でない場合の共著論文の投稿数は制限しない。また、学術論文1編を投稿した場合においても、原則として研究ノート、報告、翻訳、資料等（実践報告を含む）のいずれかにおいて、単名又は連名筆頭著者としての1編以内の投稿を認める。

(執筆要領)

- 5 投稿原稿に関する執筆要領については、別に定める。

(刊行)

- 6 紀要は、原則として年1回発行するものとし、機構年報と合本して刊行する。冊子体は作成せず、機構ホームページで公開するオンラインジャーナルとして刊行する。

(刊行時期)

- 7 毎年11月を目途とする。原則として、投稿申込の期限は毎年6月30日とし、原稿提出の期限は毎年8月31日とする。なお、当該日が休日の場合、次の勤務日を期限とする。

(刊行費)

8 刊行費は、機構教学マネジメント室で負担するものとする。

(著作権)

9 本紀要に掲載された論文等の著作権は機構に帰属する。ただし、著者は、自ら執筆した論文等を複製、翻訳、翻案等の形で自由に利用することができるものとする。

(オープンアクセス対応)

10 本紀要に掲載の論文等は、大分大学オープンアクセス方針に則り、「大分大学学術情報リポジトリ OUR」に登録し、DOI(Digital Object Identifier)を付与して、その流通を促進することとする。

(刊行業務担当)

11 本紀要の刊行に伴う業務は、機構教学マネジメント室が統括する。

附 則

本申合せは、令和3年10月19日から施行する。

附 則

本申合せは、令和4年5月12日から施行する。

附 則

本申合せは、令和4年12月20日から施行する。